

## 三重短期大学法経学会会則

第1条（名称）本会は三重短期大学法経学会と称する。

第2条（事務所）本会は、事務所を三重短期大学法経科内に置く。

第3条（目的）本会は法律学、政治学、経済学及び経営学等に関する研究を促進することを目的とする。

第4条（事業）本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 機関誌『三重法経』の刊行
2. 研究会及び講演会の開催
3. 関係学会及び研究会との連絡並びに研究成果の交換
4. その他理事会において適當と認めた事業

第5条（会員）1. 本会は次の者で構成する。

教員会員 本学法経科の専任教員  
学生会員 本学法経科一部及び二部の学生  
特別会員 その他理事会において適當と認めた者

2. 会員の入・退会は理事会の議による。

第6条（会費）会員は、理事会で定めた会費を納入しなければならない。ただし、一旦納入した会費は返還しないものとする。

第7条（役員）本会には次の役員を置く。

1. 会長1名 理事会の中から互選し、その任期は一年とする。  
ただし、再任を妨げない。
2. 理事 本会の教員役員をもってこれにあてる。

第8条（運営）1. 理事会は本会の運営を行う。

2. 毎年1回本会の会計に関する報告を行う。

第9条（著作権）機関誌に掲載された著作物の著作権は、本会に帰属する。ただし、著者が利用する場合は、その利用を認める。

第10条（改正）本会則の改正には、理事会において理事の三分の二以上の多数の賛成をえなければならない。

附則（施行期日） 1. 本会則は、2008年4月1日より施行する。

## 本号執筆者紹介

寺前 俊孝 (三重短期大学非常勤講師)  
仲川 直毅 (中京学院大学経営学部専任講師)  
藤枝 律子 (三重短期大学准教授)  
鷺尾 和紀 (三重短期大学専任講師)

三重法経 第150号

2018年3月21日発行 非売品

発行人 三宅裕一郎  
編集委員 藤枝律子  
印刷所 三重短期大学生協  
津市一身田中野157番地

発行所 三重短期大学法経学会

〒514-0112 津市一身田中野157番地  
TEL 059-232-7888 (法経科)

本会への通信・照会ならびに寄贈雑誌は上記の発行所あてにお送り下さい